

建退共では
電子申請方式の
本格的導入に向けて
試行的な運用を
行います。

建退共では 電子申請方式の 試行的実施参加企業を 募集します。

募集期間：2020年7月～8月

応募資格

- 建退共にご加入済みの企業(共済契約者)であること。
- 試行的実施参加期間に元請として工事を施工する現場を持つ企業であること。
- システム異常等不慮の事態が発生した場合、証紙貼付による対応をお願いする場合がございます。
※建退共の事務組合、任意組合もご参加いただけます。
- ペイジーまたは口座振替により、証紙に代わる退職金ポイントをご購入いただけること。
(お手持ちの証紙をポイントに交換することも可能です。)
- 下請企業及び労働者もご参加いただけること。
なお、お預かりした個人情報の取扱いについては電子申請方式以外に使用いたしません。

建退共の掛金納付方式に「電子申請による方式」を追加することについて、関係法令が改正され、令和2年10月1日より実施可能となりました。建退共本部といたしましては、当初の半年間はシステム運用に万全をきすため、試行的実施期間として、参加・ご協力いただける元請企業を令和2年7月から公募しております。また、電子申請方式の本格的な導入は令和3年3月ごろを予定しており、電子申請の具体的な手続きは下記のとおりです。

1.電子申請の申込み方法(試行的実施の参加申込み)

付属の申込書をご記入の上、建退共本部にご提出ください。
(建退共HPからダウンロードもできます。)

2.掛金の原資となる金銭の納め方 (退職金ポイントの購入)



電子申請方式では、インターネットを利用して掛金を納めることとなり、安全のため、一旦、現金を電子化し、建退共の掛金納付の目的以外に利用できない「退職金ポイント」として管理します。共済契約者は、証紙に代えて、ペイジー[※]または口座振替で予め退職金ポイントを購入していただきます。

※ペイジーとは、税金の納付等に利用されている、パソコンやATMから支払い可能なサービスのことで、

3.掛金充当の流れ

詳細は裏面をご覧ください。

電子申請方式の流れ

電子申請方式では「就労実績報告作成ツール(就労実績ツール)」と「電子申請専用サイト」を使用します。

工事情報ファイル・就労実績ファイルの作成と登録 (就労実績ツール)

工事情報ファイル



就労実績ツール

就労実績ファイル



就労実績ツール

元請



工事情報ファイル
作成・配布

①元請は、工事情報ファイルを作成し、一次下請に配布。

就労実績ファイル
取込・確認

④元請は、一次下請から受取った就労実績ファイルを取込み、確認。

一次下請



工事情報ファイル
取込・登録

②一次下請は、元請から受取った工事情報ファイルを取込み、登録。

就労実績ファイル
取込・確認

②一次下請は、二次下請から受取った就労実績ファイルを取込み、確認。

二次下請

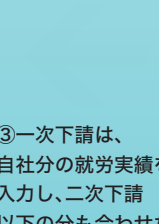


工事情報ファイル
取込・登録

③二次下請がいる場合…一次下請が二次下請用に工事情報ファイルを作成、配布。

就労実績ファイル
作成・提出

①二次下請は、就労実績を入力し、就労実績ファイルを作成。一次下請に就労実績ファイルを提出。



建退共へ就労実績報告・掛金納付 (電子申請専用サイト)

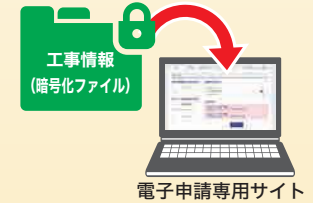
※公共工事受注時の例です。



元請

工事受注時

①元請は、就労実績ツールで作成した工事情報ファイルを登録。



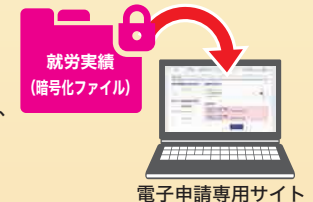
電子申請専用サイト

②退職金ポイント購入額を決め、ページャー口座振替で支払う。



工事施工中

③就労実績ファイルを取込み、登録。



電子申請専用サイト

④建退共は、電子申請専用サイトから就労実績ファイルを受取り、登録。



※建退共のサーバーは、情報保護のため、インターネットと接続しておらず、就労実績はDVD等のメディアを介して登録します。

⑤退職金ポイントより充当され、掛金納付完了。



※元請は工事情報、下請は就業履歴を建設キャリアアップシステム(CCUS)からダウンロードして就労実績ツールに取込む予定としております。